

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【201】
2. 日時：令和2年5月28日 13時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官※、津金主任安全審査官、
宇田川安全審査官※、服部安全審査専門職、堀野技術参与、
山浦技術参与※、

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他7名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書について、令和2年5月14日及び5月22日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【耐震性に関する説明書に関する補足説明資料（可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書に係る補足説明資料）】

- 減衰定数14%の根拠について、共振曲線等を例示して説明すること。
また、減衰定数14%が得られた1次固有周期の振動方向について説明すること。
- リーチスタッカーの加振試験度について、試験時の入力波の詳細を説明すること。
- 加振試験の加振波の継続時間が基準地震動 S_s の継続時間と比べて短いことについて、構造強度、転倒、機能維持及び波及的影響の各評価において影響ないとする根拠を説明すること。
- 地震荷重と風荷重の組合せの影響評価について、可搬型重大事故等対処設備に対する評価結果を説明すること。

【耐震性に関する説明書（可搬型重大事故等対処設備のうちポンベ設備の耐震計算書）】

- 各ポンベの解析モデル図について、可能な範囲で拘束条件を記載して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内

容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし